

令和 6 年 11 月 13 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

姫路市長 清元 秀泰

市町村名 (市町村コード)	姫路市 (282014)	
地域名 (地域内農業集落名)	香寺町土師 (土師)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年8月21日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当集落は(株)アグリ香寺が中心的な担い手となり、農地の多くを中間管理機を通じた貸借により耕作している。10年後の見通しとして、現在(株)アグリ香寺が耕作している農地は継続しつつ、個人耕作の農地についても集積・集約を進めて行く予定である。(株)アグリ香寺における当集落の農業従事者の高齢化が進んでいるが、後継者が育っていないため、今後地域全体で農地を維持管理していく仕組みを構築していくことが課題となっている。
経営体(法人): 1経営体、主な作物: 水稻、麦、大豆(白)、小豆

(2) 地域における農業の将来の在り方

(株)アグリ香寺の経営として水稻、麦、大豆(白)、小豆のブロックローテーションでの栽培体系が確立していることから今後も維持していくよう努める。多面的機能支払交付金などを活用し、農地が耕作放棄地化しないよう農業者だけでなく地域全体で現在の栽培体系が維持できるように努めていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	33.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	33.9 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる農用地等の区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
当集落内の農地は概ね担い手である(株)アグリ香寺へ集積、集約している。農地法面、水路、農道の草刈り等の負担を減らすため、多面的機能支払交付金等を活用しながら担い手の営農活動が効率よく行えるよう協力、支援していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地所有者は出し手、受け手に関わらず、原則として農地を中間管理機構に貸し付けていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
今後、スマート農業など新しい技術に取り組むことが求められる場合を想定し、基盤整備事業を検討していく。また、多面的機能支払交付金を活用しながら老朽化している用排水施設等の改修を進め、有効利用を図っていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
作業の省力化、効率化に向けて、随時、情報収集し検討していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の省力化、効率化に向けて、随時、情報収集し検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

✓	①鳥獣被害防止対策		②有機・減農薬・減肥料	✓	③スマート農業		④畑地化・輸出等		⑤果樹等
	⑥燃料・資源作物等	✓	⑦保全・管理等		⑧農業用施設		⑨耕畜連携等	✓	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシ、鹿などの被害が拡大しないよう、既設防護柵などの設置、点検、修繕を定期的に行う。
- ③作業の省力化、効率化に向けてスマート農機の導入を図る。
- ⑦多面的機能支払交付金事業を活用し、水路や農道の維持管理を共同で行う。
- ⑩多面的機能支払交付金活動組織が農用地、水路、地域資源の保全管理活動を行っているため、集落内で農業を担う者と上記団体との間で相互に連携または役割分担し、地域農業の円滑な維持管理を推進する。